

# 法令適用事前確認手続（照会書）

令和3年12月20日

国土交通省総合政策局 参事官（物流産業）室長 殿

照会者名 銀座一丁目法律事務所  
弁護士 入江 義治（職印省略）  
住 所 〒104-0061  
東京都中央区銀座一丁目18番6号  
井門銀座一丁目ビル6階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

## 1. 法令名及び条項

倉庫業法 第3条

## 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

### （1）前提事実

X社は、A倉庫を営業倉庫として登録している倉庫業者であるが、営業倉庫として登録していないB倉庫も所有している。また、X社は、貨物利用運送の許可も有している。

(2) X社が行おうとする行為

ア B倉庫での保管のみを行う場合

X社は、自社の保有するB倉庫を利用して、Y社の商品を保管することを予定している。Y社とは、業務委託契約を締結した上で、保管の対価については保管料として受領する予定である。

Y社からは、貨物の入庫時に貨物利用運送に関する委託を受けておらず、また保管後においても運送の委託を受ける予定がない場合、B倉庫におけるX社の保管が、倉庫業法2条2項の「倉庫業」に該当するか（同法3条の「倉庫業を営もうとする者」に該当するか、以下同じ）について、ご見解を賜りたい。

イ B倉庫での保管と貨物利用運送の委託を同時に受ける場合

X社は、B倉庫にてY社の商品を保管すると同時に、当該商品について配送日、運送先等具体的な配送内容を定めた配送指示を受けることを予定している。Y社とは業務委託契約を締結した上で、保管の対価については保管料として、運送の対価としては運送料として受領する予定である。

この場合、B倉庫にてY社の商品を有償で保管することが、倉庫業法2条2項の「倉庫業」に該当するかについて、ご見解を賜りたい。

ウ B倉庫での保管を受けた後に、当該寄託物について貨物利用運送の委託を受ける可能性がある場合

X社は、B倉庫にてY社の商品の保管を予定しており、Y社がB倉庫に預けた商品については、保管後に販売先が決まったタイミングで、Y社からX社に対して配送指示が来る可能性がある。ただし、B倉庫に商品を入庫した時点では、運送依頼書等は一切受領する予定はなく、Y社から取引先に対する販売が確定し、運送先、運送日が確定した時点で発注書等を受領する予定であり、販

売先が確定しない限り、B倉庫で保管を継続する予定となっている。Y社とは業務委託契約を締結した上で、保管の対価については保管料として、配送手配を行った場合には、運送の対価として運送料を受領する予定である。

この場合、B倉庫にてY社の商品を有償で保管することが、倉庫業法2条2項の「倉庫業」に該当するかについて、ご見解を賜りたい。

### 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

#### (1) 「2・(2)・ア B倉庫での保管のみを行う場合」について

倉庫業法2条2項の「倉庫業」に該当する（同法3条の「倉庫業を営もうとする者」に該当する、以下同じ）。

倉庫業法は、有償にて他人物を保管する場合、営業倉庫にて保管する必要がある旨規定されていることからすれば、営業倉庫として登録されていないB倉庫にて他人物を有償で保管することはできない。

このことからすれば、有償で他人物を保管することは、倉庫業法2条2項の「倉庫業」に該当する。倉庫業者であっても、営業倉庫として登録していない倉庫において預かることはできないものと思料される。

#### (2) 「2・(2)・イ 貨物利用運送に関する委託を受けるとともに、B倉庫での保管を行う場合」について

倉庫業法2条2項「倉庫業」に該当する。

X社は、B倉庫にて保管を開始する時点で、運送場所及び運送日等が定めた配送指示を受けており、運送契約が締結されているため貨物自動車運送事業における「一時保管」には該当するとも思われるものの、保管の対価として保管料を収受している、すなわち、有償で他人物を保管している以上、倉庫業法2条2項の「倉庫業」に該当する。

(3) 「2・(2)・ウ B倉庫での保管を受けた後に、当該寄託物について貨物利用運送の委託を受ける可能性がある場合」について

倉庫業法2条2項「倉庫業」に該当する。

X社は、後にY社から運送に関する依頼を受けることを前提として保管しているものの、X社がB倉庫にて保管を開始する時点では、運送場所及び運送日等が定まっておらず、具体的な運送契約が締結されていないことから貨物自動車運送事業における「一時保管」には該当せず、またその他同条の倉庫業に該当しない場合でもなく、単に有償で他人物を保管することになるため、倉庫業法2条2項の「倉庫業」に該当する。

#### 4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望する。

#### 5. 連絡先

〒104-0061

東京都中央区銀座一丁目18番6号

井門銀座一丁目ビル6階

銀座一丁目法律事務所

弁護士 入 江 義 治

電 話 03-6228-7157

F A X 03-6228-7158